

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A－1 次の記述は、登録を受けて開設する無線局について述べたものである。電波法（第4条及び第27条の18）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能を有する無線局その他 A 他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することのできる無線局のうち総務省令で定めるものであって、 B のみを使用するものを C 開設しようとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。
- ② ①の総務大臣の登録を受けて開設する無線局は、総務大臣の免許を受けることを要しない。

A	B	C
1 無線設備の規格（総務省令で定めるものに限る。）を同じくする	適合表示無線設備	総務省令で定める区域内に
2 無線設備の規格（総務省令で定めるものに限る。）を同じくする	その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器	総務省令で定める周波数を使用して
3 使用する電波の型式及び周波数（総務省令で定めるものに限る。）を同じくする	適合表示無線設備	総務省令で定める周波数を使用して
4 使用する電波の型式及び周波数（総務省令で定めるものに限る。）を同じくする	その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器	総務省令で定める区域内に

A－2 海上移動業務の無線局の予備免許に関する次の記述のうち、電波法（第8条、第9条及び第11条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣が申請者に対し無線局の予備免許を与える際に指定する事項は、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数、実効輻射電力、運用許容時間並びに工事落成の期限である。
- 2 無線局の予備免許を受けた者が工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- 3 無線局の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来たすものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項の技術基準に合致するものでなければならない。
- 4 無線局の予備免許を受けた者が、電波法第8条（予備免許）の規定により指定された工事落成の期限（その期限の延長があったときは、その期限）経過後2週間以内に電波法第10条（落成後の検査）の規定による工事が落成した旨の届出がないときは、総務大臣は無線局の免許を拒否しなければならない。

A－3 次に掲げる無線設備の機器のうち、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない（注）ものに該当しないものはどれか。電波法（第37条）及び電波法施行規則（第11条の4）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

- 1 電波法第31条（周波数測定装置の備付け）の規定により備え付けなければならない周波数測定装置
- 2 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものに備える衛星非常用位置指示無線標識
- 3 電波法第34条（義務船舶局等の無線設備の条件）に規定する義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備の機器
- 4 F3E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う海岸局の無線設備の機器であって、無線通信規則付録第18号（VHF海上移動周波数帯における送信周波数の表）の表に掲げる周波数を使用するもの

A－4 次の記述は、変更検査について述べたものである。電波法（第18条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第17条（変更等の許可）第1項の規定により A 又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、 B を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その一部を省略することができる。
- 注1 登録検査等事業者とは、電波法第24条の2第1項の登録を受けた者をいう。
注2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13第1項の登録を受けた者をいう。
- ③ ①の規定（電波法第18条第1項）に違反して無線設備を運用した者は、 C に処する。

A	B	C
1 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更	当該無線局の無線設備	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
2 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更	許可に係る無線設備	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
3 無線設備の設置場所の変更	許可に係る無線設備	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
4 無線設備の設置場所の変更	当該無線局の無線設備	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

A－5 次の記述は、船舶局無線従事者証明について述べたものである。電波法（第48条の2）及び電波法施行規則（第34条の11）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 義務船舶局等（注）の無線設備であって、電波法第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定めるものの A を行おうとする者は、総務大臣に申請して、船舶局無線従事者証明を受けることができる。
- 注 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。
- ② 総務大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、総務省令で定める B を有し、かつ、次の(1)又は(2)に該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。
- (1) 総務大臣が当該申請者に対して行う義務船舶局等の無線設備の A に関する訓練の課程を修了したとき。
- (2) 総務大臣が(1)の訓練の課程と同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しており、その修了した日から C を経過していないとき。
- ③ ②の無線従事者の総務省令で定める無線従事者の資格は、第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士又は第一級海上特殊無線技士とする。

A	B	C
1 運用及び保守	無線従事者の資格	3年
2 運用及び保守	無線従事者の資格及び業務経歴	5年
3 操作又はその監督	無線従事者の資格及び業務経歴	3年
4 操作又はその監督	無線従事者の資格	5年

A－6 無線局の主任無線従事者に関する次の記述のうち、電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の7）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 2 無線局の免許人から選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。
- 3 無線局の免許人は、主任無線従事者を選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から3箇月以内に無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- 4 主任無線従事者は、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより、無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。

A－7 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を B ならない。ただし、 C については、この限りでない。

A	B	C
1 他 の 無 線 局	与えないように運用しなければ	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信
2 他 の 無 線 局	与えない機能を有しなければ	遭難通信
3 重要無線通信を行う無線局	与えないように運用しなければ	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信
4 重要無線通信を行う無線局	与えない機能を有しなければ	遭難通信

A－8 海岸局及び船舶局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第62条）及び無線局運用規則（第22条及び第18条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。
- 2 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するためにその運用の停止を命令することができる。
- 3 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- 4 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

A－9 次の掲げる場合のうち、入港中の船舶の船舶局を運用することができる場合に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第37条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線機器の試験又は調整をするための通信を行う場合
- 2 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
- 3 26.175MHzを超え470MHz以下の周波数の電波により港務用の無線局との間で港内における船舶の交通に関する通信を行う場合
- 4 船位通報（遭難船舶若しくは遭難航空機の救助又は捜索に資するために国若しくは外国の行政機関が収集する船舶の位置に関する通報であって、当該行政機関と当該船舶との間に発受するものをいう。）に関する通信を中短波帯又は短波帯の周波数の電波により海岸局との間で行う場合

A－10 次の記述は、義務船舶局の無線設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則（第6条、第8条及び第8条の2）及び電波法施行規則（第38条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中 A 、当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確認しておかなければならない。
- ② ①により機能を確認めた結果、その機能に異状があると認めたときは、その旨を B しなければならない。
- ③ 義務船舶局の遭難自動通報設備においては、 C に、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確認しておかなければならない。
- ④ 免許人は、③により機能試験をしたときは、実施の日及び試験の結果に関する記録を作成し、その試験をした日から2年間、これを保存しなければならない。

A	B	C
1 毎 週 1 回 以 上	免許人に報告	1年以内の期間ごと
2 毎 週 1 回 以 上	船舶の責任者に通知	6箇月以内の期間ごと
3 毎 日 1 回 以 上	船舶の責任者に通知	1年以内の期間ごと
4 毎 日 1 回 以 上	免許人に報告	6箇月以内の期間ごと

A－11 次の記述は、遭難通信の取扱いについて述べたものである。電波法（第66条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、 A 、かつ、 B に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置を執らなければならない。
- ② 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、 C を直ちに中止しなければならない。

A	B	C
1 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	遭難通信を妨害する虞 ^{おそれ} のある電波の発射
2 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	すべての電波の発射
3 できる限り速やかにこれに応答し	通信可能の範囲内にあるすべての無線局	遭難通信を妨害する虞 ^{おそれ} のある電波の発射
4 できる限り速やかにこれに応答し	通信可能の範囲内にあるすべての無線局	すべての電波の発射

A－12 安全通信の取扱いに関する次の記述のうち、電波法（第68条）及び無線局運用規則（第99条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、速やかに、かつ、確実に安全通信を取り扱わなければならない。
- 2 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、安全信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が自局に関係のないことを確認するまでその安全通信を受信しなければならない。
- 3 海岸局、海岸地球局、船舶局又は船舶地球局において安全信号又は電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第3項に規定する方法により行われた通信を受信したときは、遭難通信及び緊急通信を行う場合を除くほか、これに混信を与える一切の通信を中止して直ちにその安全通信を受信しなければならない。
- 4 海岸局、海岸地球局、船舶局又は船舶地球局は、安全信号又は安全通信を受信したときは、必要に応じてその要旨をその海岸局、海岸地球局、船舶局又は船舶地球局の責任者に通知しなければならない。

A－13 次の記述は、誤った遭難警報を送信した場合の措置について述べたものである。無線局運用規則（第75条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、誤って遭難警報を送信した場合は、直ちにその旨を A へ通報しなければならない。
- ② 船舶局は、 B 誤った遭難警報を送信した場合は、当該遭難警報の周波数に関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数の電波を使用して、無線電話により、次の(1)から(7)までに掲げる事項を順次送信して当該遭難警報を取り消す旨の通報を行わなければならない。
- (1) 各局 3回
- (2) こちらは 1回
- (3) 遭難警報を送信した船舶の船名 3回
- (4) 自局の呼出符号又は呼出名称 1回
- (5) 海上移動業務識別 1回
- (6) 遭難警報取消し 1回
- (7) 遭難警報を発射した時刻（協定世界時であること。） 1回
- ③ 船舶局は、②に掲げる遭難警報の取消しを行ったときは、 C しなければならない。

A	B	C
1 適当な一般海岸局	無線電話により	当該取消しの通報を行った周波数によって聴守
2 適当な一般海岸局	デジタル選択呼出装置を使用して	適当な間隔を置いてその通報を少なくとも2回反復
3 海上保安庁	無線電話により	適当な間隔を置いてその通報を少なくとも2回反復
4 海上保安庁	デジタル選択呼出装置を使用して	当該取消しの通報を行った周波数によって聴守

A－14 総務大臣の行う無線局（登録局を除く。）の周波数等の変更の命令に関する次の記述のうち、電波法（第71条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- 2 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の電波の型式、周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は無線局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- 3 総務大臣は、混信の除去その他特に必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の電波の型式、周波数、空中線電力若しくは実効^{ひく}輻射電力の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- 4 総務大臣は、混信の除去その他特に必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の識別信号、電波の型式、周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は通信の相手方、通信事項若しくは無線局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

A－15 次の記述は、船舶局の免許状及び無線従事者の免許証等について述べたものである。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局に備え付けて置かなければならない免許状は、 A の B に掲げて置かなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- ② 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証（電波法第39条（無線設備の操作）又は第50条（遭難通信責任者の配置等）の規定により、船舶局無線従事者証明を要することとされた者については、免許証及び船舶局無線従事者証明書）を C していなければならない。

A	B	C
1 主たる通信操作を行う場所	できる限り上部	携帯
2 主たる通信操作を行う場所	見やすい箇所	総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の要求に応じて容易に提示することができる無線局内の適切な箇所に保管
3 主たる送信装置のある場所	できる限り上部	総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の要求に応じて容易に提示することができる無線局内の適切な箇所に保管
4 主たる送信装置のある場所	見やすい箇所	携帯

A－16 海上移動業務を行う無線局（船舶局と交信しない無線局及び船上通信局を除く。）及び船舶地球局の無線業務日誌に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 使用を終わった無線業務日誌は、使用を終わった日から2年間保存しなければならない。
- 2 無線業務日誌に記載する時刻は、国際航海に従事する船舶の船舶局又は船舶地球局においては、協定世界時とする。
- 3 国際航海に従事する船舶の船舶局の無線業務日誌には、電波法第65条（聴守義務）の規定による聴守周波数を記載しなければならない。
- 4 国際航海に従事する船舶の船舶局又は船舶地球局の無線業務日誌には、送受信装置の電源用蓄電池の維持及び試験の結果の詳細を記載しなければならない。

A－17 次の記述は、人命の安全に関する電気通信の優先順位について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第40条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

国際電気通信業務は、 A における人命の安全に関するすべての電気通信並びに B に関する特別に緊急な電気通信に対し、 C を与えなければならない。

A	B	C
1 異なる国相互間	世界保健機関の伝染病	できる限り優先順位
2 異なる国相互間	国際赤十字活動	できる限り優先順位
3 海上、陸上、空中及び宇宙空間	世界保健機関の伝染病	絶対的優先順位
4 海上、陸上、空中及び宇宙空間	国際赤十字活動	絶対的優先順位

A－18 遭難警報、緊急信号、安全信号等に関する次の記述のうち、無線通信規則（第32条及び第33条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難警報又は遭難呼出しの送信は、移動体又は人が重大かつ急迫な危険にさらされており、即時の救助を求めていることを示す。
- 2 緊急呼出フォーマット及び緊急信号は、呼出局が移動体又は人の安全に関して送信する非常に緊急な通報を有していることを示す。
- 3 安全呼出フォーマット又は安全信号は、呼出局が送信する重要な航行警報又は気象警報を有していることを示す。
- 4 遭難警報若しくは遭難呼出し及びこれに続く遭難通報、緊急呼出フォーマット若しくは緊急信号又は安全呼出フォーマット若しくは安全信号は、移動局又は移動地球局を有する船舶、航空機その他の移動体の責任者の権限に基づいてのみ送信しなければならない。

A－19 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）における船舶局又は船舶地球局による遭難警報又は遭難呼出しの送信に関する次の記述のうち、無線通信規則（第32条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶から陸上向けの遭難警報又は遭難呼出しは、船舶が遭難していることを海岸局又は海岸地球局を経由して救助調整本部に警報するために使用する。これらの警報は、衛星経由（船舶地球局又は衛星EPIRBから）の送信の利用及び地上業務（船舶局及びEPIRBから）の利用を基本とする。
- 2 船舶から船舶向けの遭難警報は、遭難船舶の付近にある他の船舶に警報するために使用するものであり、VHF帯及びMF帯におけるデジタル選択呼出しの使用を基本とする。さらに、HF帯を使用することができる。
- 3 デジタル選択呼出手順のための装置を備える船舶局は、できる限り多くの船舶の注意を喚起するため、遭難警報に引き続いて直ちに遭難呼出しを送信しなければならない。
- 4 デジタル選択呼出手順のための装置を備えていない船舶局は、実効的な場合には、周波数156.8MHz（VHFチャンネル16）で無線電話による遭難呼出し及び遭難通報を送信して遭難通信を開始する。

A－20 次の記述は、局の検査について述べたものである。無線通信規則（第49条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 船舶局又は船舶地球局が寄航する国の政府又は権限のある主管庁は、検査のため、 A の提示を要求することができる。 B は、この検査が容易となるようにしなければならない。 A は、要求に際して提示することができるように保管していなければならない。 A 又はこれを発給した当局が認証したその謄本は、できる限り、常に局内に掲示して置くものとする。
- ② A が提示されないとき又は明白な違反が認められるときは、政府又は主管庁は、無線設備が無線通信規則によって課される条件に適合していることを自ら確認するため、 C ことができる。

A	B	C
1 無線通信規則に適合する旨の証明書	局の通信士又は責任者	その無線設備に係る資料の提示を求める
2 無線通信規則に適合する旨の証明書	船舶の責任者	その無線設備を検査する
3 許可書	局の通信士又は責任者	その無線設備を検査する
4 許可書	船舶の責任者	その無線設備に係る資料の提示を求める

B－1 次の記述は、船舶局の開設の手続について述べたものである。電波法（第6条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
- (1) 目的 (2) 開設を必要とする理由 (3) 通信の相手方及び通信事項 (4) 無線設備の設置場所
(5) 及び空中線電力 (6) 希望する運用
(7) 無線設備(注)の工事設計及び工事 (8) 運用開始の予定期日
注 電波法第30条（安全施設）及び第32条（計器及び予備品の備付け）の規定により備え付けなければならない設備を含む。
- (9) その船舶に関する次の事項
- イ 所有者 ロ 用途 ハ 総トン数 ニ 航行区域 ホ ヘ 信号符字
ト 旅客船であるときは、旅客定員 チ 国際航海に従事する船舶であるときは、その旨
リ その他電波法第6条第3項に定める事項

- 1 船舶局の免許を受けようとする者は、申請書 2 船舶局を開設しようとする者は、届書
3 電波の型式並びに希望する周波数の範囲 4 電波の型式、周波数
5 許容時間 6 義務時間 7 着手の予定期日 8 落成の予定期日
9 船籍港 10 主たる停泊港

B－2 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示と電波の型式の内容が適合するものを1、電波の型式の記号表示と電波の型式の内容が適合しないものを2として解答せよ。

区分 番号	電波の型式 の 記 号	電 波 の 型 式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
ア	F 1 D	角度変調であって、周波数変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	ファクシミリ
イ	F 2 B	角度変調であって、周波数変調	デジタル信号である2以上のチャネルのもの	電信であって、自動受信を目的とするもの
ウ	G 1 B	角度変調であって、位相変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	電信であって、自動受信を目的とするもの
エ	J 3 E	振幅変調であって、低減搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
オ	P 0 N	パルス変調であって、無変調パルス列	変調信号のないもの	無情報

B－3 次の記述は、海上移動業務における電波の使用制限について述べたものである。無線局運用規則（第58条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz及び16,804.5kHzの周波数の電波の使用は、を使用してを行う場合に限る。
- ② 156.8MHzの周波数の電波の使用は、次の(1)から(3)までに掲げる場合に限る。
- (1) 遭難通信、緊急通信（注）又は安全呼出しを行う場合
(2) 呼出し又は応答を行う場合
(3) を送信する場合
- （注）医事通報に係るものにあつては、緊急呼出しに限る。
- ③ 156.8MHzの周波数の電波の使用は、できる限り短時間とし、かつ、にわたってはならない。ただし、遭難通信を行う場合は、この限りでない。

- 1 2,174.5kHz 2 2,187.5kHz 3 デジタル選択呼出装置 4 無線電話
5 遭難通信 6 遭難通信、緊急通信又は安全通信 7 航行の安全に関し急を要する通報
8 準備信号 9 3分以上 10 1分以上

B－4 遭難警報等を受信した海岸局等の執るべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の3、第81条の4及び第81条の8）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを**1**、これらの規定に定めるところに適合しないものを**2**として解答せよ。

ア 海岸局は、船舶局がデジタル選択呼出装置を使用して送信した遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、その遭難警報又は遭難警報の中継を海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。

イ 海岸局は、遭難警報又は遭難警報の中継を受信した場合において、これに応答するときは、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数（注）の電波を使用して、無線電話により、電波法施行規則別図第1号（遭難警報に対する応答）に定める構成のものを送信して行うものとする。

注 デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合の電波の周波数をいう。

ウ 海岸局は、船舶局がデジタル選択呼出装置を使用して送信した遭難警報又は遭難警報の中継を受信した場合においては、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数（注）で聴守を行わなければならない。

注 デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合の電波の周波数をいう。

エ 海岸地球局は、船舶地球局から送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、その遭難警報又は遭難警報の中継を海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。

オ 海岸地球局は、遭難警報を受信したときは、遅滞なく、遭難船舶の付近にある船舶地球局に対し、当該遭難警報の中継を送信しなければならない。

B－5 海上移動業務の無線局における総務大臣に対する報告に関する次の記述のうち、電波法（第80条、第81条及び第81条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを**1**、これらの規定に定めるところに適合しないものを**2**として解答せよ。

ア 無線局の免許人は、遭難通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

イ 無線局の免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

ウ 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人又は無線従事者に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

エ 無線局の免許人は、外国において、当該外国の主管庁による無線局の検査を受け、その結果について指示を受けたときは、その事実及び措置の内容を総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

オ 総務大臣は、電波法の施行を確保するため必要があると認めるときは、船舶局無線従事者証明を受けている者に対し、船舶局無線従事者証明に関し、報告を求めることができる。